

○財務省告示第四百四十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百二十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ
 ハ
 入札競争
 価格競争
 法入決定
 非競争
 札発行
 国債
 特別
 者
 非
 争
 及
 行
 債
 別
 第
 非
 者

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を案分により

争入札発行と
 市場特別参加者
 るものによる発行
 参加者による発行
 て、財務大臣が各
 し、後に「入札
 び価格競争入札の
 価格競争入札の
 「国債市場特別
 一、国債市場特別
 を定めるものによ
 場、特別参加者
 であつて、財務大
 競争入札と同時
 競争入札発行
 とするものによ
 て得られる格
 価格を募入額
 により加重平
 均し

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

者 特 国
者 特 国
者 特 国
者 特 国

第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

ニ

者 特 国 行 争 非 者 特 国
者 特 国 行 争 非 者 特 国
者 特 国 行 争 非 者 特 国
者 特 国 行 争 非 者 特 国

た 条 特
利 第 一 会
付 国 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
に 規 定 する 法 律 第 四 十 六
つ い て 基 づ き 額 面 金 額 行 した
、 額 面 金 額 行 した
、 額 面 金 額 行 した
、 額 面 金 額 行 した

で 二 千 三 百 三 十 五 億 円
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

で 十 三 億 五 千 万 円
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

五 百 十 五 万 円
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

額 一 兆 五 千 六 百 七 十 四 億 七 千
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

百 万 円 (平成二十四年度予算分)、
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

額 九 千 九 百 七 十 三 億 三
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
き 発 行 した 利 付 国 債 につ いて は、
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 する
法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
き 発 行 した 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六
第 一 項 計 関 する 法 律 第 四 十 六

九 億 二 千 八 百 五 十 万 円、 財 政 運
つ い て は、 額 面 金 額 九 百 十
定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債 に
う ち、 財 政 法 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債 に
億 円、 額 面 金 額 二 兆 六 千 六 百 四 十 七

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 子以

初利入価・別債行争非者特
期札格第参市及入価・別
利発競II加場び札格第参
子率行争非者特国発競I加

平成二十五年四月十五日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十年四月十五日
利子を払う。六月間に属する
て、その日以、前六月間に属する
を、支払日以前、各支払期にお
毎、年四月十五日及び十月五日

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
規定する期日について同じ。
下、次の号及び第十五号において
は、その翌営業日に支払う（以
期が銀行休業日に当たるとき
た金額を支払う。ただし、支払
期とし、次の算式により算出
平成二十五年十月十五日を
年〇・一パーセント
平成二十五年十月十五日を